

独立行政法人国立公文書館の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成19年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

「業務改善努力が絶えず続けられて業務運営の効率化が着実に推進され、業務が順調に実施されたことが認められる。」との評価を受けており、役員報酬は一般職の国家公務員の給与水準に準じた支給を行っている。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長 平成18年度に措置された一般職の国家公務員の給与改定に準じ、4月より地域手当の支給割合を13%から14%に引き上げた一方、指定職職員の給与改定を見送るとした平成19年度の政府の方針に準じ、報酬基準の改定は行わなかった。

理事 平成18年度に措置された一般職の国家公務員の給与改定に準じ、4月より地域手当の支給割合を13%から14%に引き上げた一方、指定職職員の給与改定を見送るとした平成19年度の政府の方針に準じ、報酬基準の改定は行わなかった。

監事(非常勤) 一般職国家公務員の指定職職員の給与改定を見送るとした政府の方針に準じ、報酬基準の改定は行わなかった。

2 役員報酬等の支給状況

役名	平成19年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
館長	千円 20,481	千円 12,780	千円 5,773	千円 139 1,789 (通勤手当) (地域手当)	—	—	*
理事	千円 15,269	千円 9,408	千円 4,250	千円 295 1,317 (通勤手当) (地域手当)	4月1日 (再任)	—	
理事 (非常勤)	千円 該当者なし	千円 —	千円 —	千円 ()	—	—	
監事 (常勤)	千円 該当者なし	千円 —	千円 —	千円 ()	—	—	
A監事 (非常勤)	千円 3,588	千円 299	千円 —	千円 ()	4月1日	—	
B監事 (非常勤)	千円 3,588	千円 299	千円 —	千円 ()	4月1日	—	

注1: 地域手当とは、主に民間賃金の高い地域に在勤する常勤役員に対して支給されるものである。

注2: 「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付しています。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

注3: 千円以下を切り捨てているため、総額と内訳の合計は一致しない。

3 役員の退職手当の支給状況(平成19年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘 要	前職
館長	千円	年 月			該当者なし	
理事	千円	年 月			該当者なし	
監事	千円	年 月			該当者なし	

注:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付しています。
 退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後
 独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

中期目標に従い、平成18年度以降5年間に於いて平成17年度末に対して5%以上の人員削減を行うこととし、今中期目標期間中に常勤職員1名の削減を行う。併せて、俸給水準の引き下げなど、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しに取り組む。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

特定独立行政法人として国家公務員の身分を有していることから、職員給与は一般職の国家公務員の給与水準に準じたものとしている。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

職員の勤務成績に応じて6月期及び12月期の勤勉手当を支給する。また、昇給に当たっては段階区分を設け、勤務成績に応じて実施する。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
賞与:勤勉手当 (査定分)	6月1日及び12月1日に在職する職員に対し、勤務成績及び在職期間に応じ、それぞれ6月30日、12月10日に支給する。
昇給	毎年1月1日において、前1年間に於けるその者の勤務成績に応じて行うもの。

ウ 平成19年度における給与制度の主な改正点

平成19年4月1日より一般職の国家公務員の給与改定に準じ、以下のとおり改正した。

- ①管理職員の職務・職責を端的に反映できるよう、職責手当を職務の級別等の区分に応じた定額制とした。(改正前は、俸給月額に役職に応じた一定の支給割合を乗じて得た額)
- ②給与構造改革における地域間給与配分の見直しに伴い、地域手当の支給割合を引き上げた。(東京:13%→14.5%, つくば:4%→6.5%)
- ③俸給表の水準を若年層に限定し引き上げた。(例. 事務職1級:1.1%。中高年齢層は据置き)
- ④子等に係る扶養手当を500円引き上げた。(6,000円→6,500円)
- ⑤勤勉手当の支給月数を0.05月引き上げた。(期末・勤勉 4.45月→4.5月)

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成19年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
					うち通勤手当	
常勤職員	29人	48.9歳	8,224千円	5,816千円	212千円	2,408千円
事務・技術	27人	48.8歳	8,413千円	5,943千円	215千円	2,470千円
研究職種	1人	—歳	—千円	—千円	—千円	—千円
技能職種※	1人	—歳	—千円	—千円	—千円	—千円

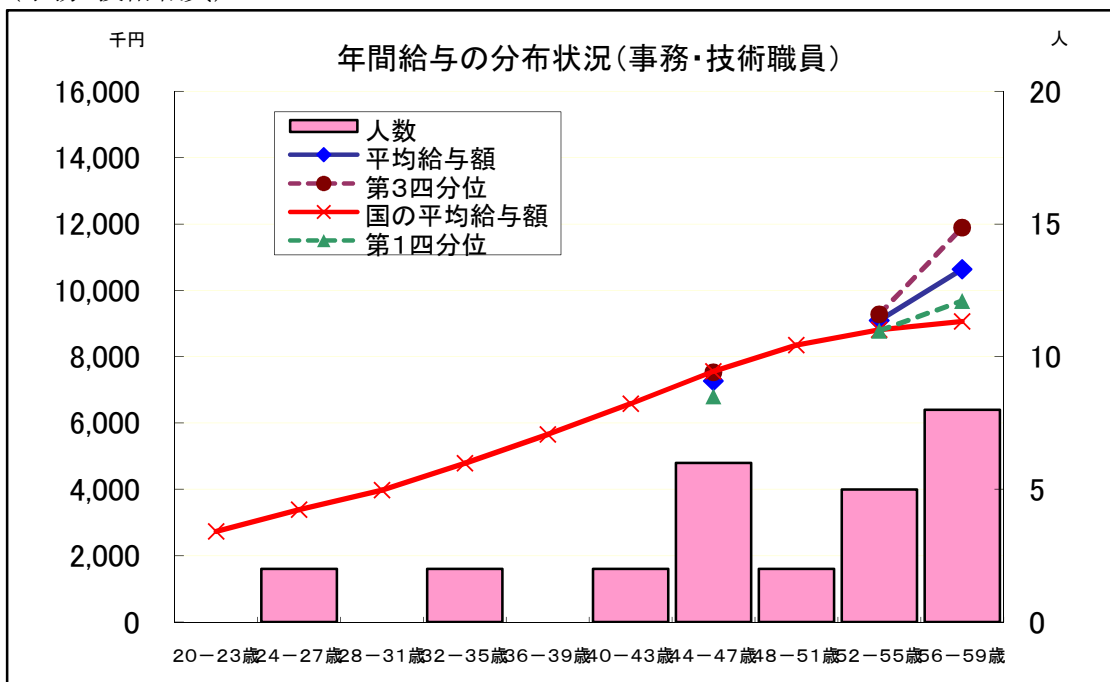
※ 技能職種とは、守衛業務を行う職種を示す。

注1: 研究職種、技能職種については、該当者がそれぞれ1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「平均年齢」以下の事項については記載していない。

注2: 在外職員、任期付職員、再任用職員及び非常勤職員は該当がないので記載を省略した。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／研究職員)

(事務・技術職員)



注1: ①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

注2: グラフのうち、年齢24～27歳、32～35歳、40～43歳及び48～51歳の該当者はいずれも2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与については表示していない。

注3: グラフのうち、年齢20～23歳、28～31歳及び36～39歳には当館に該当者はいない。

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	千円		第3分位	千円
本部課長級	5	58.5	10,803	千円	11,378	千円	11,965
本部課長補佐級	9	52.7	8,761	千円	8,980	千円	9,274
本部係長級	10	44.0	6,277	千円	6,494	千円	7,158
本部係員	2	25.5	—	千円	—	千円	—

注: 本部係員は該当者が2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、第1・第3分位及び平均については記載していない。

(研究職員)

当法人における研究職員は1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、研究職員に係る年間給与の分布状況に関する記載は省略した。

③ 職級別在職状況等(平成20年4月1日現在)(事務・技術職員／研究職員)

(事務・技術職員)

区分	計	10級	9級	8級	7級	6級
標準的な職位		次長	課長	課長	補佐	補佐
人員 (割合)	27 人	0 人 (%)	1 人 (3.7%)	3 人 (11.1%)	4 人 (14.8%)	5 人 (18.5%)
年齢 (最高～最低)		}	}	58 }	59 }	54 }
所定内給与年額 (最高～最低)		千円 }	千円 }	千円 8,273 }	千円 7,605 }	千円 6,535 }
年間給与額 (最高～最低)		千円 }	千円 }	千円 11,991 }	千円 10,803 }	千円 9,384 }
				11,891	8,910	8,677

区分	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位	補佐	係長	係長	係員	係員
人員 (割合)	2 人 (7.4%)	6 人 (22.2%)	4 人 (14.8%)	0 人 (%)	2 人 (7.4%)
年齢 (最高～最低)	}	47 }	58 }	}	}
所定内給与年額 (最高～最低)	千円 }	千円 5,155 }	千円 4,718 }	千円 }	千円 }
年間給与額 (最高～最低)	千円 }	千円 4,528 }	千円 3,212 }	千円 }	千円 }
		7,530 }	6,614 }	}	}
		6,564	4,534		

注:9級、5級及び1級における該当者がいずれも2名以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項については記載していない。

(研究職員)

区分	計	6級	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		首席研究官	首席研究官	首席研究官	主任研究官	研究官	研究官
人員 (割合)	1 人	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)
年齢 (最高～最低)		}	}	}	}	}	}
所定内給与年額 (最高～最低)		千円 }	千円 }	千円 }	千円 }	千円 }	千円 }
年間給与額 (最高～最低)		千円 }	千円 }	千円 }	千円 }	千円 }	千円 }
		}	}	}	}	}	}

注:当法人における研究職員は1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「職級」及び「標準的な職位」を除き記載していない。

④ 賞与(平成19年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／研究職員)

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計	
管理 職員	一律支給分(期末相当)	56.8%	60.1%	58.5%	
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	43.2%	39.9%	41.5%	
		最高～最低	45.3%	40.3%	42.5%
			42.4%	39.6%	40.9%
一般 職員	一律支給分(期末相当)	65.9%	66.6%	66.3%	
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	34.1%	33.4%	33.7%	
		最高～最低	38.0%	38.1%	37.2%
			32.0%	29.6%	31.0%

(研究職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
一般 職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	%	%	%
		最高～最低	%	%

注:当法人における研究職員は1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから記載していない。

⑤ 職員と国家公務員及び他の独立行政法人との給与水準(年額)の比較指標
(事務・技術職員／研究職員)

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

106.4

対他法人

100.1

(研究職員)

対国家公務員(研究職)

70.4

対他法人

69.4

注:当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他法人」)にすべての独立行政法人を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

項目	内容				
<p>指数の状況</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">対国家公務員 (事務・技術職員)106.4 (研究職員)70.4</td> </tr> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">参考</td> <td> (事務・技術職員) 地域勘案 95.9 学歴勘案 102.9 地域・学歴勘案 93.0 (研究職員) 地域勘案 69.2 学歴勘案 70.2 地域・学歴勘案 69.0 </td> </tr> </table>	対国家公務員 (事務・技術職員)106.4 (研究職員)70.4		参考	(事務・技術職員) 地域勘案 95.9 学歴勘案 102.9 地域・学歴勘案 93.0 (研究職員) 地域勘案 69.2 学歴勘案 70.2 地域・学歴勘案 69.0
対国家公務員 (事務・技術職員)106.4 (研究職員)70.4					
参考	(事務・技術職員) 地域勘案 95.9 学歴勘案 102.9 地域・学歴勘案 93.0 (研究職員) 地域勘案 69.2 学歴勘案 70.2 地域・学歴勘案 69.0				
<p>国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由</p>	<p>地域格差を考慮した対国・地域別の対国家公務員指数が95.9であることから、職員の9割が東京都区部在勤で、地域手当支給額が国家公務員の平均値に比し高額となっていることが影響しているためである。</p>				
<p>給与水準の適切性の検証</p>	<p>【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 99.8% (国からの財政支出額1,856百万円、支出予算の総額1,859百万円：平成19年度予算)</p> <p>【検証結果】 当館が行う事務・事業は、国自らが果たすべき基本的責務にかかわるものであり、現用文書も含めた我が国公文書の管理システムの一環である。このような事務・事業の性格上、自己収入を大きく見込むことは困難であることから、ほとんどを運営費交付金によりまかなっているところである。 また、厳格な政治的中立性・守秘義務が求められることから特定独立行政法人として存置され、国家公務員の身分を有しているものである。 以上から、当館の職員の給与水準については、国と全く同一のものとしており、適切と考える。</p> <p>【累積欠損額について】 累積欠損額0円(平成18年度決算)</p>				
<p>支出総額に占める給与、報酬等支給総額の割合</p>	<p>21.9% (給与、報酬等支給総額398百万円、支出総額1,816百万円：平成19年度決算)</p>				
<p>管理職の割合</p>	<p>14.3% (管理職員6名、全職員42名：平成20年4月1日現在)</p> <p>【管理職割合の改善の取組状況】 次長以下、本館に2課、1室(スタッフ職)、分館を組織するほか、特別の機関を附置しているが、必要最小限度の組織構成により、限られた人的資源を有効に配置している。</p>				
<p>大卒以上の高学歴者の割合</p>	<p>59.5% (大学卒業以上25名、その他17名：平成20年4月1日現在)</p>				
<p>講ずる措置</p>	<p>当館の役職員の給与水準は、特定独立行政法人として国家公務員の身分を有していることから、国と全く同一の水準となっている。したがって、人事院勧告に基づく給与制度改革と同様の措置を講じているところである。 今後も引き続き国の給与構造改革に準じた給与の見直しに取り組んでいくこととしている。</p> <p><参考></p> <p>①平成22年度に見込まれる対国家公務員指数 ・年齢勘案 110.9 ・年齢・地域・学歴勘案 97.0</p> <p>②具体的な改善策 上記のとおり</p> <p>③給与水準是正の目標水準 当館の役職員の給与水準は国と全く同一である</p> <p>④達成の具体的期限 平成22年度を期限とする国の給与構造改革に準じて取り組んでいく</p>				

Ⅲ 総人件費について

区 分	当年度 (平成19年度)	前年度 (平成18年度)	比較増△減	中期目標期間開始時(平成17年度)からの増△減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 397,905	千円 394,000	千円 (%) 3,905 (1.0)	千円 (%) (5.6)
退職手当支給額 (B)	千円 8,908	千円 —	千円 (%) 8,908 (—)	千円 (%) 8,908 (—)
非常勤役職員等給与 (C)	千円 177,871	千円 171,791	千円 (%) 6,080 (3.5)	千円 (%) 6,801 (4.0)
福利厚生費 (D)	千円 58,547	千円 57,117	千円 (%) 1,430 (2.5)	千円 (%) 5,442 (10.2)
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 643,233	千円 622,909	千円 (%) 20,324 (3.3)	千円 (%) 42,122 (7.0)

(注)本表と財務諸表の附属明細書とは端数処理の違いにより数字は一致しない。

総人件費について参考となる事項

- ・給与、報酬等支給総額は対前年度比1.0%増加しているが、主な要因は、平成18年度から常勤となった理事の6月期の期末特別手当の期間率が、前年度は在職3月未満につき「30/100」であったのに対し、当年度は全在職期間を満たし「100/100」として支給していること等である。
- ・最広義人件費は対前年度比3.3%増加しているが、主な要因は退職手当の支給によるものである。
- ・人件費削減の取組
 [中期目標] 「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、平成18年度以降の5年間において国家公務員に準じた人件費の削減を行うとともに、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを進めること。
 [中期計画] 「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、平成18年度以降5年間で平成17年度末に対して5%以上の人員削減を行うこととし、今中期目標期間中に常勤職員1名の削減を行うとともに、役職員の給与に関し、俸給水準の引き下げを行うなど、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しに取り組む。
 [基準日(平成18年3月31日)現在の人員] 44名(役職員数)

総人件費改革の取組状況

年 度	基準年度 (平成17年度)	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
人員数 (人)	44	44	44	44	43	41
人員純減率 (%)		0	0	0	△2.3	△6.8

Ⅳ 法人が必要と認める事項

特になし